

分収造林への取組みについて

盛岡森林管理署 技術専門官 佐藤 伸芳

○盛岡森林事務所森林官 山崎 和恵

1 はじめに

当署が直轄する国有林野(以下「管内」)には、285件 1,654ha(事業統計書平成11年度)の分収造林地があり、これは青森分局管内森林管理署等の中で件数では3番目、面積では5番目の規模である。

管内の分収造林地は、管内の資源の循環利用林の林地面積 4,352ha の38%を占めていることから、今後の国有林野の管理経営を進めていく上で大きな影響力を持っている。

特に、これらの分収造林地の多くは、ある特定の時期に集中して契約されたものが多いと推察され、契約満期による伐採が集中すれば様々な方面への悪影響が生じることも懸念された。

このため、長期的視点を持って安定的持続的に森林を経営していくことを考えの基本に据え、平成11年度から分収造林地の契約時期の平準化への取組みを開始したので、その概要を発表する。

なお、この取組みは、分局関係各課室の指導を仰ぐとともに、岩手県内各署等、県担当部局、市町村及び事業体との情報・意見交換を図りつつ実施したものである。

2 現状の分析

(1) 分析方法

近年、分収造林契約が満期を迎えるものが多くなり、特に短伐期の契約のものが多いため、施業計画樹立の前年度に、伐期延長のための契約変更を行うことが定期的な業務となっていた。

その作業は、5分冊されている縦35cm、横25cm、厚さ35cmもある大きな「分収造林台帳」(部分林台帳)から手作業で満期の契約を拾い出す作業を行い、多くの時間と労力を要するため、作業範囲も次期の計画期間内に満期が訪れる契約に限られてしまい、契約全体の傾向を把握した上で適切な対策を講じることは困難であった。

このため、分収造林台帳からデータベースを作成し、これを用いて現状を分析した。

データの形式は、件数が300件程度で大規模というほどのものでなく、利用者の多さや分析加工の容易さ等を勘案して、エクセルによるスプレッドシート(ワークシート)にした。データの項目は以下のとおり。

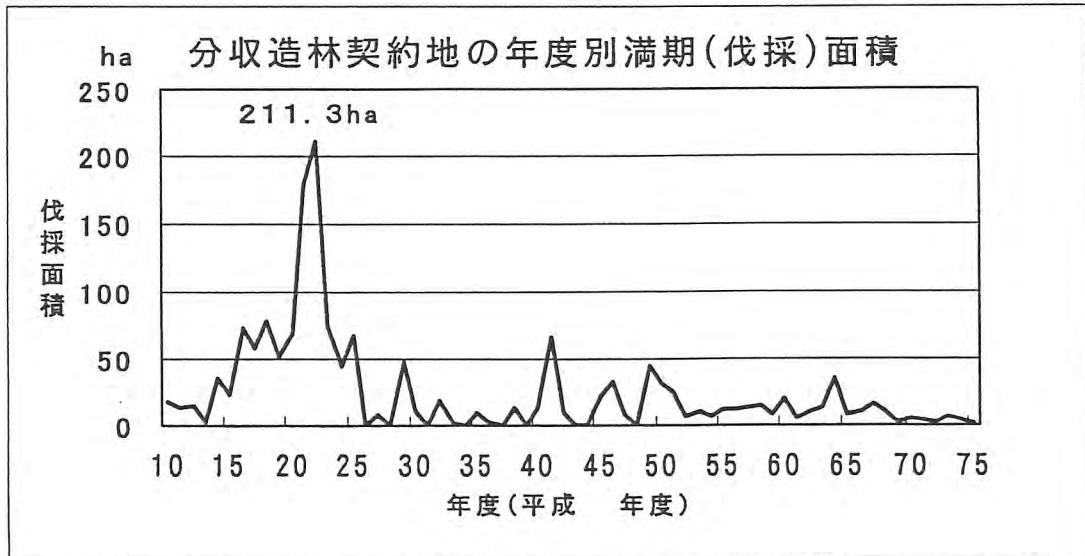
項目 台帳番号、所在市町村名、国有林名、林小班、契約面積、契約年度、存続期間、分収歩合(国)、分収歩合(造林者)、造林者名、管理者名、樹種(スギ、カラマツ、アカマツ、トイトウヒ、ミズナラ、コナラ)、摘要(一般、○○記念)

なお、データの入力作業は、分局企画調整分室の指導も受けながら、技術専門官(前任者)1名で経常業務の合間を縫って行い、約2ヶ月で完成した。

(2) 分析結果

入力した情報を元に、契約満期を迎える分収造林地の面積を年度別に表すと図-1のとおりであった。

図-1



これから、

- ア 今後満期を迎える分収造林地は年々増大してくる。
- イ 10年後の平成22年度に約211ha（平成11年度新植面積の18倍）の伐採のピークを迎える。
- ウ 平成22年度のピークを過ぎると急減する。

(3) 想定される問題

これらのことから発生するであろう問題点を挙げると次のとおりである。

- ア 毎年度の伐採面積の増減が激しいため、季節的雇用である跡地の造林面積の増減も激しく、地域の雇用の安定、林業事業者の経営の安定に悪影響が生じることが懸念される。
- イ 岩手県内の他署の場合も、平成20年前後に満期のピークを迎えるものと想定され、伐採に伴う素材供給量が急増し、その後に急減して、木材市場への悪影響が懸念される。
- ウ 国有林においては、跡地造林への対応が困難となり、森林の公益的機能の確保に悪影響が生じる恐れがある。

3 対応策

以上の問題を極力回避するためには、契約満期による伐採のピークを緩和することが第一に必要であり、今のうちから個々の契約を見直していくとともに、単純に契約延長をするだけでは満期のピークをさらに高めることにつながりかねないため、ピークを平準化するための目標を設定し、この目標を年頭に置きながら作業していくことが重要であると考えた。

(1) 平準化の方針

伐採時期の平準化目標を立てるに当たって、次の方針で臨むこととした。

- ア 現在 1,574ha ある管内の分収造林地の契約伐期を平均 70 年程度に延長する。
(分収造林地の契約期間の上限は 80 年)
- イ 50 年に満たない伐期の契約地もあることから、これらの契約については、思い

切った契約延長を働きかけていく。ただし、当面 10 年程度の延長で今後の状況を見守ることも考える。

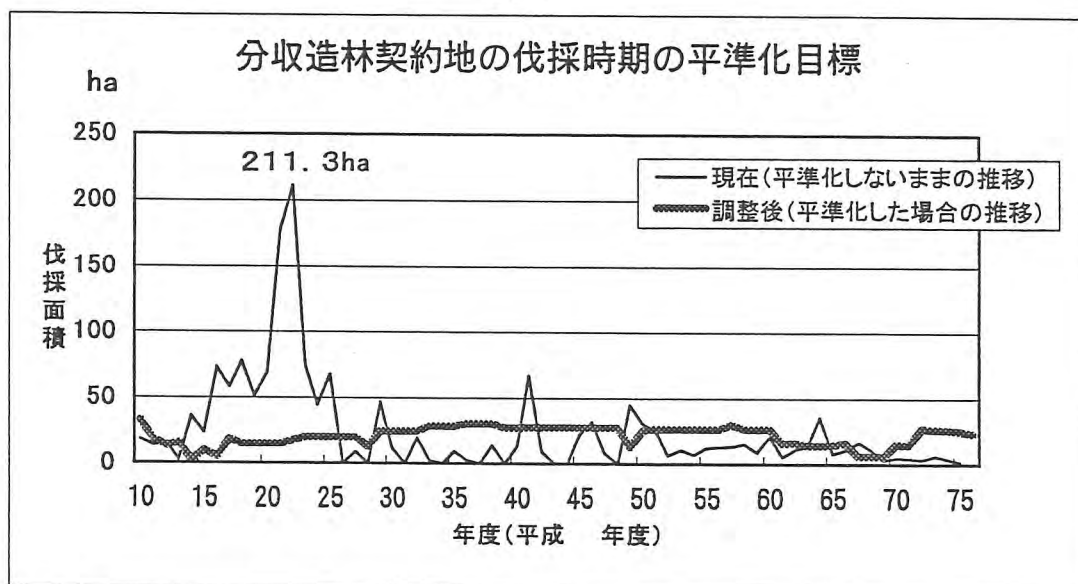
ウ 契約の上限に近い契約地については、これ以上の期間延長は困難なので、伐採時期を 5～10 年程度の間で平準化する。

エ 契約の延長に伴い当面主伐収入が見込めなくなるため、その間の収入確保のために、間伐を積極的に計画することで契約者の理解を求めることとする。

(2) 平準化の目標

この方針を元にして作成した平準化の目標は、図-2 とおりである。

図-2



目標どおりになれば満期のピークを一定程度平準化できるが、それでも年間 20～30ha の皆伐は今後とも必要になる。

このため、伐採後の再契約をお願いするとともに、国有林野自身も皆伐を抑制しつつ、林齢構成の平準化、事業量の平準化を図っていくことが必要と考えた。

(3) 調整の手順

平成 12 年度は、平成 13～17 年度の施業実施計画の計画年度であることから、平成 13～17 年度に満期を迎える契約地について、契約期間の変更による調整を進め、ある程度見通しが立った後に平成 18 年度以降に満期となる契約地の調整を図ることとした。

4 具体的対応

(1) 市町村打合会の開催

分収造林契約には市町村契約分が相当あり、また、地域の契約者との調整を図る上でも市町村の協力が必要と考えられたので、市町村の農林担当者の方々に参加していただき、管内の分収造林契約の現状と問題点を詳細に伝えとともに、今後の対応にあたっての誓いの考え方を伝え、理解・協力を要請した。

その中で、市町村に対しては、

- ア 市町村契約分についての契約期間の調整に応じてほしいこと
- イ 他の契約者との仲介(必要な場合)
- ウ 相手方の事情で再契約が困難となった箇所への新たな契約や斡旋を特にお願ひした。

なお、個人の契約については、個別対応で調整を図っていくこととした。

(2) 民間活力の活用

署の取組みと平行して、分収造林契約者の中から、「国民参加の森林づくり」の趣旨に賛同し、分収造林制度の活用を図りながら森林づくりに参加し、雇用の場の創出と資産の形成を通じて地域の振興に寄与していこうとする趣旨で「岩手県分収権者連絡協議会」が設立された。

この協議会の構成員の多くは、分収造林経験のある、国有林を主体に造林・生産事業の請負を行ってきた事業者と地域の契約者で、今後とも国有林を主な対象にして安定的な経営の確立を希望している方々である。

しかしながら、実際の森林造成には、苗木代、地拵え、植付け、下刈り等多くの手間と経費を要し、単独で継続的に事業を行っていくのは困難なため、国の制度による助成を活用しながら計画的な実現を図ることとしていた。

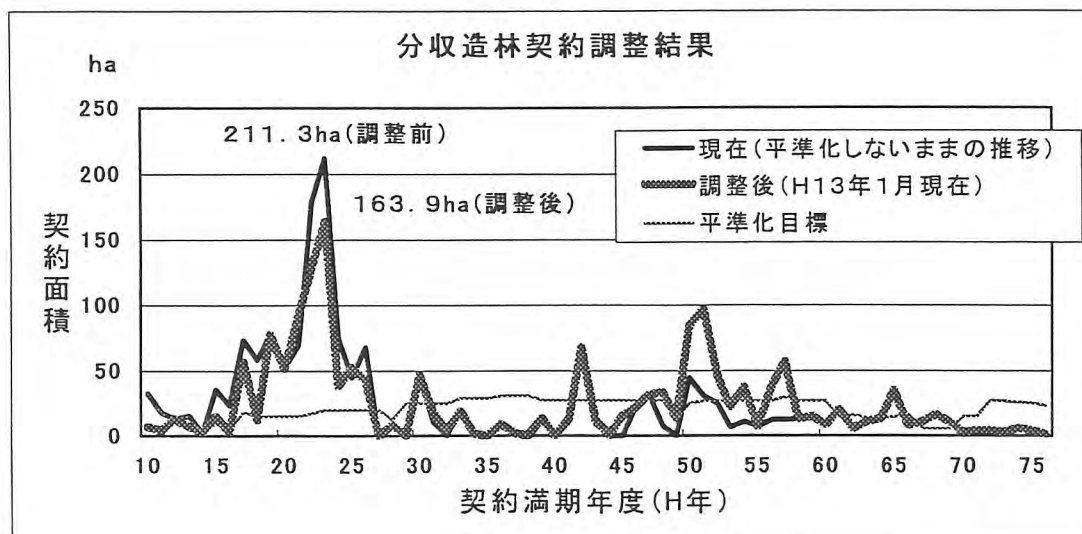
このため、流域森林総合整備事業など、より有利な条件で助成を受けるためには、どうしても市町村が主体となることが求められ、県・市町村・国有林との間で折衝が進められた。

5 現在までの成果

以上の取組みによって次の成果を得た。

- (1) 平成 12 年度現時点において 282 件中 29 件について、当面 5～39 年程度の伐期延長の契約変更が成立した。
 - (2) 同様に新規に 7 件、約 33ha の分収造林契約が成立した。
- これらの結果を年度別伐採面積で表すと図-3のとおりである。

図-3



平成 22 年の伐採のピークは 211.3ha から 163.9ha (22%減) となり、ピークを緩和する足がかりが得られたものとする。

しかし、一方で最大のピークの 30 年後の平成 43 年度に第 2 のピークを作ったことで、再調整のための課題を生んでしまった。

6 考察

盛岡森林管理署では、今後とも安定的持続的な森林経営を図るため、分収造林契約の伐採時期の平準化に引き続き取り組んでいく考えである。しかし、今回の取組みの中で契約者が直面している課題等がいくつか明らかになり、その対応の充実が必要と考えられたので列挙する。

- (1) 個人契約者の中には世代交代しているものもあるが、その多くが高齢化しており、再造林の余力がなく、林業の収益性悪化の中で森林造成への魅力も消滅している。

また、契約の伐期が 35 年のカラマツであって、販売上のメリットが小さくても、自らの生存中に成果を得たいと希望する者も多いようである。

これに対処するためには、相手方の分収権を国が買い取ることも積極的に検討しても良いのではないかと考える。

- (2) 分収造林の再契約を図っていくためには、現在のような状況では、どうしても助成制度を活用していくことが不可欠となっている。

このため、有利な条件を得る為に市町村が主体となった契約を進めているが、

ア 補助金の申請手続きが複雑等のため、造林者の負担が無視できない。

イ 市町村も一部支出を行うことが多く、景気が後退する中で地方の自立が求められている現在、特に山村地域を抱える市町村等にとってはこれまで以上の財政負担は重荷に感じられ、また、どうしても人口の多い地区向けの政策が優先されることになる。

これに対処するためには、自立した林業経営の確立に意欲ある事業者に対しては、さらに助成に当たっての優遇策が必要ではないかと考える。

また、都市部を含め、一層幅広い契約相手方の探索が必要になっている。

- (3) 苗木の植栽適期は、春(5~6月)で短期間であるため、造林地を多く抱えれば抱えるほど多くの労働力を一時期に集中しなければならなくなり、雇用の安定・確保の上でマイナスとなっている。

これに対処するためには、梅雨植え、秋植え等植栽時期を拡大するための研究が必要と考える。

- (4) 契約満期の集中という問題の根本は、無計画な契約の締結にあり、これより先、同様の問題の発生を防止するために、長期的な見通しを元にした計画的な契約の締結が必要と考える。

今回の取組みでも新たな契約満期のピークを作ってしまう、調整に当たってはできるだけ早い情報の整備と関係者間の連絡の強化が必要であると感じた。

最後に、分収造林制度の将来性を考える上では、社会情勢の変化を踏まえた柔軟な制度運営が求められるのではないだろうか考える。